

IV 施設・設備等

1 校地、校舎、講義室・演習室等の面積

(表5)

	校 地 ・ 校 舎				講義室・演習室等	
	校地面積 (m ²)	設置基準上必要校地面積 (m ²)	校舎面積(m ²)	設置基準上必要校舎面積 (m ²)	講義室・演習室・学生自習室総数	講義室・演習室・学生自習室総面積 (m ²)
西宮上ヶ原 キャンパス	432,685.72m ²	162,400.00m ²	169,218.25m ²	64,784.00m ²	314	31,729.01m ²
神戸三田 キャンパス	137,975.00m ²	52,200.00m ²	68,322.39m ²	37,651.00m ²	88	9,346.01m ²
西宮聖和 キャンパス	27,896.06m ²	14,100.00m ²	22,766.31m ²	6,974.00m ²	80	5,491.77m ²
大阪梅田 キャンパス	—	—	1,778.20m ²	—	14	1,076.54m ²

[注] 1 「設置基準上必要校地面積 (m²)」「設置基準上必要校舎面積 (m²)」は、大学設置基準第37条、第37条の2(別表第3イ～ハ)を「参考に算出し、ご記入ください。その際の収容定員数は、2017(平成29)年5月1日現在を基準日としてください。また、新たに学部・研究科を設置した場合などは、平成15年3月31日文科科学省告示第44号に基づき、段階的な整備を踏まえて算出してください。

- 2 校舎面積に算入できる施設としては、講義室、演習室、学生自習室、実験・実習室、研究室、図書館(書庫、閲覧室、事務室)、管理関係施設(学長室、応接室、事務室(含記録庫)、会議室、受付、守衛室、宿直室、倉庫)、学生集会所、食堂、廊下、トイレなどが挙げられます。
- 3 講堂を講義室に準じて使用している場合は「講義室・演習室・学生自習室」に含めても結構です。
- 4 複数のキャンパスを設置している場合は、キャンパスごとに作表してください。